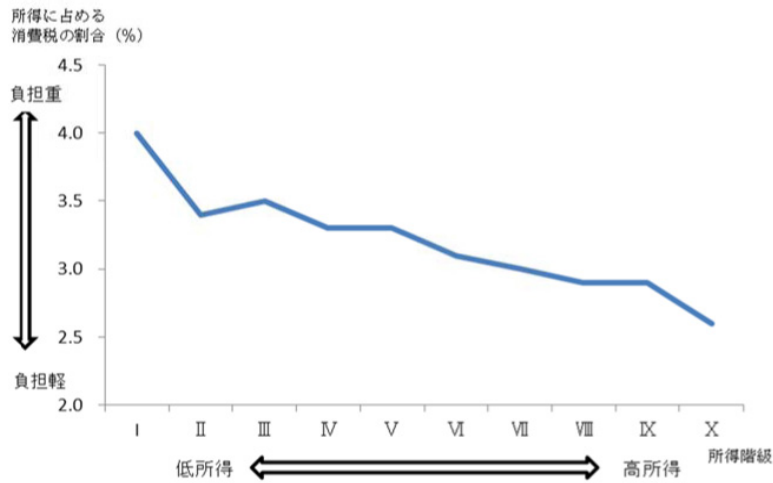


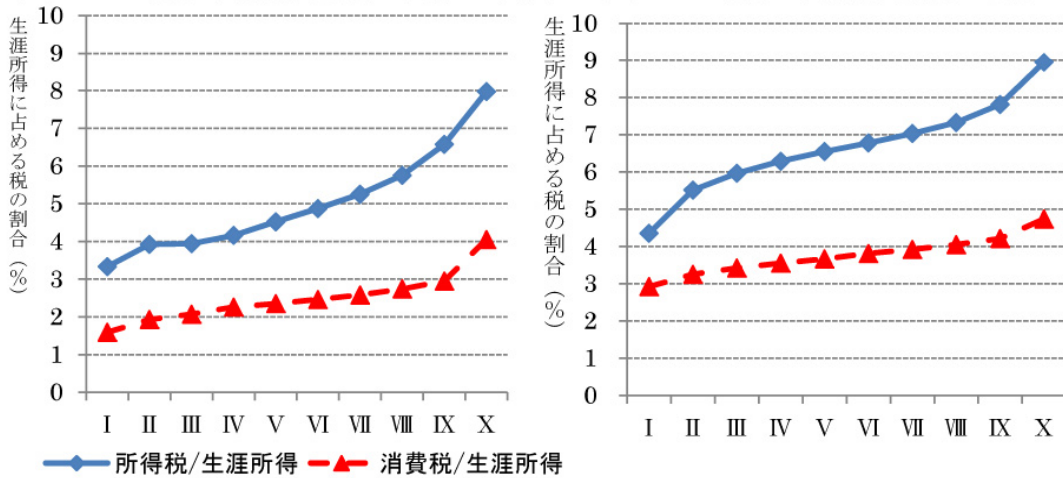
図表 1 - 1 ある一時点の所得でみた逆進性



(注) 橋本 (2010) 表 1 より作成。元のデータは「家計調査年報」(2007年)に基づくが、課税ベースとして消費支出全体を用いているため、実際よりも少し大きく推計されている。
 (出所) 橋本 (2010) 表 1 より作成

図表 1 - 3 生涯所得でみた逆進性の計測の例 1

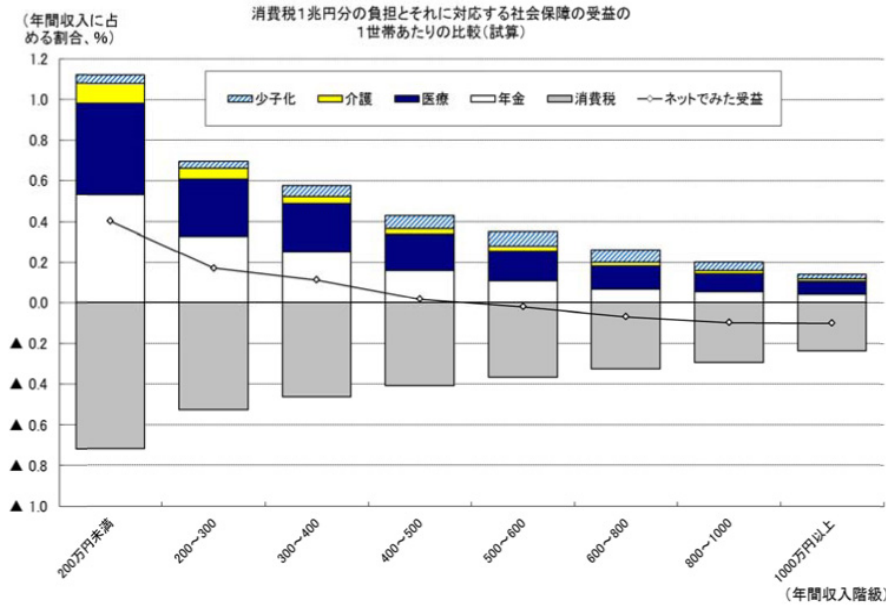
(1) 1999年度全国消費実態調査を用いた計測 (2) 2009年度全国消費実態調査を用いた計測



(出所) (1) 大竹・小原 (2005) 図 3 (2) 大竹・小原 (2005) と同様の手法により内閣府作成

社会保障改革に関する集中検討会議(2011年5月30日)
 配付資料「社会保障・税一体改革の論点に関する研究報告書」より

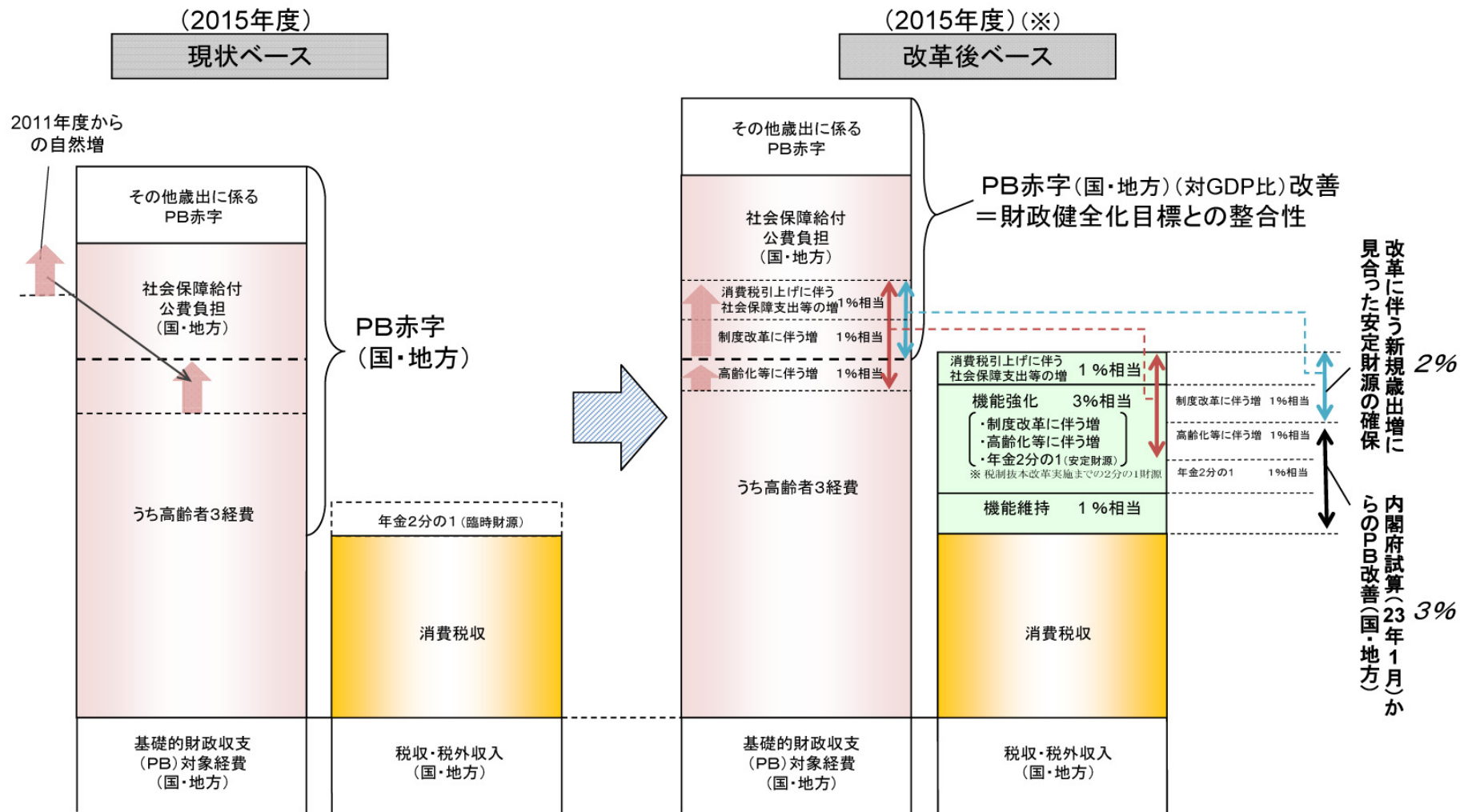
図表 1-17 一世帯当たり社会保障の受益と消費税の負担についての試算



(注) 1. 消費税1兆円の負担の各社会保障(年金、医療、介護、少子化)への配分は、各社会保障の公費負担の割合(平成22年度予算ベース)に従った(年金:0.3兆円、医療:約0.4兆円、介護:約0.13兆円、少子化:約0.13兆円)。
 2. 以下の項目について、年間収入階級別に各項目で示す指標に基づき比例配分。
 ①消費税:課税対象消費支出額、②年金:65歳以上人口、③医療:65歳以上・65歳未満の1人あたり医療費及びその人口、④介護:要介護認定者のいる世帯数、⑤少子化:15歳未満の人数
 3. 本試算のベースとして用いた全国消費実態調査には、単身世帯に病院及び診療所の入院患者や介護施設の入所者等が含まれていないため、医療の受益額は単身世帯の多い低収入階級で過小(世帯人員の多い高収入階級に過大)になっている可能性がある。
 また、介護の受益については、施設サービスを除く居宅サービス分(介護公費負担分の約55%)のみを計上しており、単身世帯の多い低収入階級で過小になっている可能性がある。
 (出所) 経済財政諮問会議資料(2008年11月28日)の手法に基づき、総務省「平成21年度全国消費実態調査」、総務省「平成22年度国勢調査」等から内閣府作成

社会保障改革に関する集中検討会議(2011年5月30日)
 配付資料「社会保障・税一体改革の論点に関する研究報告書」より

社会保障改革の安定財源確保と財政健全化の同時達成



(※) 成案においては、「2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する」とされている。

(注1) 「財政運営戦略」(平成22年6月22日閣議決定)における財政健全化目標において、国・地方及び国の基礎的財政収支赤字の対GDP比を、2015年度までに2010年度の水準から半減し、2020年度までに黒字化することとされている。内閣府試算(平成23年1月)の2015年度の試算結果からは、消費税率換算で約3%のPB(国・地方)の改善が必要。

(注2) 改革後ベースにおける「高齢化等に伴う増」は、いわゆる自然増のうち経済成長による伸び(「機能維持」に含まれる)を超える増加のことである。

(注3) 社会保障給付には、基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。